

◆ 風早自治協議会

「風早 自主防災」規約

(名 称)

第1条 自主防災組織の名称は「風早自主防災」と称する。
なお「風早自主防災」運営は、風早自治協議会事務局が行う。

(目 的)

第2条 地域防災計画の規定により、住民の安全・安心を守るべく、自主的な防災活動（火災・地震・津波・豪雨災害等）を行い、地域住民の防災に対する意識の高揚および被害防止、被害の軽減を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 防災に対する知識の普及に努める。
- ② 避難情報に伴う、公設避難所・一時避難所の開所・閉所運営支援。
- ③ 災害発生時における情報収集と伝達。初期消火、救出と救護、応急手当てに関すること。
- ④ 防災関連研修会、防災訓練の実施。
- ⑤ 防災倉庫、資機材の管理運営。

(構 成)

第4条 この会の構成は、自治協議会事務局・各自治会長・班長もしくは自治会推薦者による防災委員とし、自治会長・自治会班長は当該自治会の任務遂行にあたる。

2. 自治会長・自治会班長は原則防災委員となり、又、協議会防犯交通安全部会の委員を兼務する。
3. 学識経験者は、協議会事務局で推薦し、役員会の承認を得る。

(役 員)

第5条 風早自主防災に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	若干名
事務局長	1名
理 事	若干名
学識経験者	若干名
監 事	2名

(役員選出)

第6条 会長、副会長、事務局長、監事は、協議会事務局が担う。
2. 理事は、自治会会長もしくは自治会代表者（17自治会）。
3. 学識経験者は、協議会総務企画部会で推薦する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、自治協議会、自治会就任期間とする。

(役員任務)

第8条 会長は、会を代表し、運営を統括する。又、災害発生時には応急対策の指揮をとる。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は、会長が欠けたときはその職務を行う。
3. 事務局長は、会計及び事務を取り扱う。

4. 理事は、会務の処理を行う。
5. 学識経験者は、専門的な立場に於いて、意見・助言等を行う。
6. 監事は、会計年度終了後に監査を行い、監査結果を総会に報告する。

(会 議)

第9条 会議は、定期総会・臨時総会、役員会とする。

2. 定期総会は、事業年度終了後2ヶ月以内に行う。
3. 臨時総会は、役員会または会長が必要と認めた時召集する。
4. 役員会は、会長が必要と認めた時召集する。
5. 総会・臨時総会は、会長が議長を推薦する、役員会等は、会長が議長となる。
6. 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(防災計画)

第10条 この会は、災害等による被害防止、および被害軽減を図るため防災計画を作成する。

2. 防災計画は、次の事項について定める。
 - ① 防災組織の編成および任務分担に関すること。
 - ② 防災知識の普及に関すること。
 - ③ 防災および避難訓練に関すること。
 - ④ 災害発生時における情報収集と伝達、出火防止、初期消火、救出救護、避難誘導に関すること。
 - ⑤ その他必要とする事項。

(会 計)

第11条 運営に関する費用は、風早自治協議会会計およびその他の収入をもって充てる。

第12条 予算は、総会の議決を経て定まる。

第13条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

(監 査)

第14条 監査は毎年1回監事が行う。但し必要がある場合臨時に行うことができる。

2. 監事は会計監査の結果を、総会に報告しなければならない。

(雑 則)

第15条 この会則に定めない事項で、運営に必要な事項は、会長が役員会に諮り定める。

(附 則)

- ・この会則は、令和5年5月31日から実施する。
- ・この改正は、令和6年3月1日から施行する。

【内規および規定】 (運営内規)

1. 「風早自主防災」役員任務分担に関すること。

○ 避難指示発令時

- ・公設避難所開設、市職員着任までの運営支援を行う。
- ・一時避難所、開所・閉所要請を発信する。
- ・自治会長、自治会役員に避難情報、避難所開設情報を発信し、要支援者・高齢者等避難情報に基づき、避難行動の助言もしくは支援を要請する。

○ 大災害発生時

- ・災害状況の把握、情報の収集など行い、避難所運営、ボランティア活動等、会長指示のもと早期対応すべく会議を開催する。

1) 風早自治協議会役員業務（風早自主防災担当者）

- イ) 会長・副会長 : ・ 自主防災関係、全般的な統括、理事会開催時議長となる。
・ 公設避難所開設・閉所、市職員着任までの運営支援を行う。
- ロ) 事務局員 : ・ 防災関連事務全般（議案等は、総務企画部会承認を得る）。
・ 集会所、B & G、豊田高校等一時避難所の開設・閉所等の指示（メール発信）。
・ 各自治会への行事支援及び通達を行う。
・ 会議開催、市との連携（危機管理課、地域づくり推進課、生涯学習課）。

2) 風早自治協議会事務局業務

- ・ 自治会長、市関係課及び風早地区社協との連携を図る。
- イ) 要支援者個別計画 : 自治会長及び風早地区担当民生・児童委員等との連携を図り、個別計画作成の支援を行う。
- ロ) 防災関係研修会 : 防災、救急救命、消火器等の研修会、避難訓練計画へ繋げる。
（避難訓練、救急救命、消火器、AED等研修計画の作成）。
- ハ) 土嚢づくり : 年1回、消防団との連携。
- ニ) 消火器、AED、消火栓等の設置状況の確認・纏め等（⇒自治会調査・点検）。
- ホ) 自主防災倉庫設置計画 : 未設置地区、自治会への対応を行う。

3) 自治会長業務

- ・ 風早自治協議会との連携を図り、自治会運営を行う。
- ・ 自治会防災委員は、自治会長・班長を原則とし、やむを得ない場合自治会内から推薦し、防災委員として、事務局へ届け出る。任期途中変更が生じた場合も同様とする。任期については、各自治会内の協議に委ねる。
- ・ 防災委員は、風早自主防災及び防犯交通安全部会を兼務する。
- イ) 自治会関係、要支援者個別計画 : 自治会長中心に、地区民生児童委員及び福祉関係協力者と連携し、個別計画作成を行う。
- ロ) 一時避難所開設・閉所、地区住民への配信、（地域集会所管理者等）。
- ハ) 土嚢づくり参加、地区住民への呼び掛けを行う。
- ニ) 自治会避難訓練計画作成、訓練実施及び救急救命・消火器等研修（近隣自治会との連携）。
- ホ) 家族カードの更新（年1回）
- ヘ) 自主防災倉庫活用・管理（設置済関係自治会）。
- ト) 自主防災倉庫設置申請、協議会事務局へ申請（対象：未設置地区）。

（附 則）

- ・ この内規は、令和5年4月27日から施行する。
- ・ この改正は、令和6年3月1日から施行する。